

特別障害者手当・障害児福祉手当

申請に必要な個人番号がわかるものおよび身元確認書類のご案内

申請の際には、1 および 2 についてそれぞれ書類が必要となります。
代理人の方が来所される場合は、本人（申請者）の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証等の原本の提示が必要です。

1 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

申請者（本人）、配偶者、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）がわかるものをそれぞれ1点ご提示ください。

マイナンバー確認書類（下記からいずれか1点）

- ・個人番号カード
- ・通知カード（記載事項と住民登録の内容が一致するものに限る。）
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

個人番号通知書は、確認書類となりません。

2 来所者（本人または代理人）の身元確認ができるもの

[ア]の中から1点、または、[イ]の中から2点ご提示ください。

[ア]身元確認書類（いずれか1点）

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳、療育手帳
- ・官公署から発行された写真つき証明書 など
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・パスポート
- ・特別永住者証明書
- ・在留カード

[イ]身元確認書類（ を提示できない場合、いずれか2点）

- ・健康保険や介護保険などの被保険者証（保険証）
- ・国民年金手帳、年金証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・児童扶養手当証書
- ・官公署が交付した証 など